郵政民営化関連法律が成立しました

郵便、郵便貯金、簡易保険のいわゆる郵政3事業は、明治の初め以来、国の事業として行われ、国民のニーズにこたえつつ、日本の経済や社会の発展を支える制度的なインフラとして重要な役割を果たしてきました。

しかし、近年では、郵便、郵便貯金、簡易保険のいずれの分野も、民間企業が同様のサービスを提供しており、必ずしも国家公務員でなければ提供できないサービスではなくなってきました。

また、現在の公社制度では業務範囲が郵便、郵貯、簡保に限られるため、環境の変化に柔軟に対応できませんし、経済活性化のためには、郵便局を通じて集められた膨大な資金を「官」の分野から「民」の分野に流して有効に活用することが求められています。

このような社会経済状況の変化に対応し、簡素で効率的な小さな政府の実現を目指して、経営の創造性や効率性を高め、多様で良質なサービスの提供を可能とするため、先の特別国会において、郵政3事業を民営化・分社化する郵政民営化関連6法が成立しました。

民営化までのプロセス
～準備期・移行期・最終的な民営化～

国民の皆様の生活に密接なサービスを提供するとともに、我が国の個人金融資産のおよそ4分の1に相当する340兆円もの資金量を持つ日本郵政公社を民営化するに当たっては、法律の公布から平成19年9月30日までを「準備期」、民営化の実施（平成19年10月1日）から最終的な民営化の実現（平成29年9月30日まで）までを「移行期」として段階的に進めていくことにより、その円滑な実現を図ります。

「準備期」においては、民営化に向けた準備として、将来の持株会社となる日本郵政株式会社を「準備企画会社」として設立し、そこに将来の経営者となるべき者等で構成される経営委員会を置き、公社の業務、権利、義務等の各会社への承継に関する実施計画を作成するなど、民営化に向けた検討・準備を進めます。また、平成18年4月1日に、政府（郵政民営化推進本部）に民営化の状況について監視する郵政民営化委員会が設置されます。

「移行期」においては、平成19年10月1日に日本郵政公社を廃止し、日本郵政公社の業務等を各事業会社（郵便事業会社、郵便局会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社）が引き継ぎ、事業を開始します。その後、郵便貯金銀行、郵便保険会社の金融2社については、日本郵政株式会社による株式の処分により国の関与の度合いが低減していくのに応じ、民業圧迫とならないよう配慮しつつ、業務に対する制限を段階的に緩和していきます。

「移行期」を経て、平成29年9月30日までに、日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行と郵便保険会社の株式は完全に処分することが義務付けられており、両社に対する政府による関与はなくなります。これにより「民有民営」が実現します。

なお、日本郵政株式会社の株式の3分の1超を政府が保有していなければならないこととしていますが、これは、郵便事業会社による郵便のユニバーサルサービス提供や、郵便局会社による郵便窓口業務の提供といった政策目的を実現するための措置です。

このように、日本郵政公社が持つ郵便、窓口ネットワーク、貯金、保険という特性の異なる4つの機能は4つの事業会社に分社化されますが、これまでに説明したようなプロセスを経ることによって、郵便のユニバーサルサービス等の公的な役割を確保しつつ、4つの事業会社は、市場原理の下、他の民間企業と同一の競争条件で自由な経営を行うことができるようになります。その結果、質の高い多様なサービスが安い料金で提供され、国民の利便性を高めることが期待されます。

郵便局のサービスと設置基準

郵便局は、民営化後は基本的に郵便局会社に属することになります。全国に郵便局ネットワークを持つ郵便局会社は、郵便事業会社から受託する郵便の窓口業務に加え、後述の仕組みにより、郵便貯金銀行、郵便保険会社から業務を受託して、これまでと同様、郵便・貯金・保険の窓口サービスを郵便局で提供します。それに加えて、民営化によってこれまで日本郵政公社に課されていた業務の制限がなくなることから、経営上の自由な創意工夫により、多種多様な商品・サービスの提供などが可能となります。

また、郵便局の設置については、民営化後においても利用者の利便性を確保する必要があることから、「あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置」することが法律で規定されています。具体的な郵便局の設置基準は、今後、省令で定めることとなりますが、特に過疎地においては、民営化の実施の際、現に在する郵便局ネットワークの水準を維持し、また、都市部についても、国民の利便性に支障の生じることのないよう配慮することとしております。

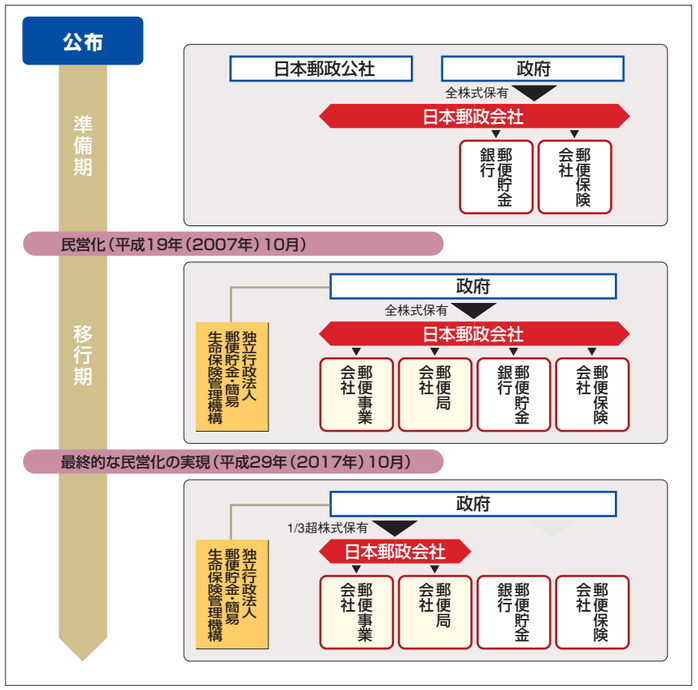

郵便のサービス

郵便事業会社については、民営化後も郵便のユニバーサルサービスの提供義務が課されるため、第三種（定期刊行物）、第四種（通信教育、点字郵便等）郵便物を含め、これまでと同様に全国一律の郵便サービスが継続されます。現行の国内小包は、郵便から除外されることとなりますが、これにより、郵便事業会社が宅配便業者などの民間事業者と同一の競争条件で自由な事業展開を行うことが可能となり、公正な競争がさらに促進され、一層のサービス改善と利便性の向上が期待できます。

さらに、郵便事業会社は、総務大臣の認可を受けることにより、郵便の業務等の本来業務に支障を与えない限りにおいて、他の業務に進出することも可能となり、国内外の物流をはじめとする様々なサービスが提供されることが期待できます。

貯金・保険のサービス

金融業務においては、信用が競争上決定的に重要であり、郵便貯金銀行、郵便保険会社の金融2社については、特殊会社ではなく一般商法会社として設立し、持株会社が全ての株式を処分することによって国の信用・関与を断ち切ることとしております。そして、有識者から成る郵政民営化委員会のチェックによる透明・公正なプロセスの下で、株式処分等国の関与の度合いの低減に応じて、経営の自由度拡大とイコールフッティング確保のバランスをとりながら、段階的に業務範囲を拡大していき、全株処分による民有民営の実現後は、一般の銀行・生保と同様の経営の自由度を持つこととしています。

貯金・保険サービスには、法律上はユニバーサルサービスの提供義務は課されていませんが、金融2社に対しては、それぞれ移行期間中、安定的な代理店契約・保険募集委託契約があることを条件として、銀行免許、生命保険業免許を付与することとしているため、民営化後も引き続き郵便局窓口で金融サービスの提供が継続されます。また、少なくとも移行期間がカバーされる代理店契約等の契約期間満了後も、金融2社の経営にとって郵便局ネットワークの重要性に変わりはなく、新たに自前の店舗網や保険募集体制を整備するには膨大なコストがかかること、他方、郵便局会社にとっても金融2社からの収入が全体の大きな割合を占めることなどを踏まえると、代理店契約等は継続され、全国の郵便局において引き続き貯金・保険サービスが提供されると考えられます。仮に、過疎地などの郵便局で、採算性などの理由により貯金・保険サービスの提供が困難となる場合には、社会・地域貢献基金を活用して、地域にとって必要な貯金・保険サービスの確保が図られます。

なお、民営化前に預け入れられた定期性の郵便貯金と、民営化前に締結された全ての簡易生命保険契約については、民営化後も政府保証が継続され、従来通り郵便局で取扱いを受けることができます。民営化前に預け入れられた通常郵便貯金や郵便振替口座の預り金及び民営化後に預け入れられた預金については、他の銀行等の預金と同様、預金保険制度によって保護され、また、民営化後に締結された保険契約については、他の生命保険と同様、保険契約者保護制度により保護されます。

問い合わせ／内閣官房郵政民営化推進室
☎03-5225-8733
さらに詳しい情報をお知りになりたい方は、郵政民営化のホームページをご覧ください。
http://www.yuseimineika.go.jp/